

平成30年度財政援助団体等監査の結果に関する報告

第1 監査の概要

1 監査の対象

財政援助団体等監査実施選定基準（平成23年10月31日 目黒区監査委員決定）に基づき、次の（1）～（5）に掲げる19団体（重複する団体があるため実団体数は13団体）における平成29年度の事業を対象とした。

併せて、財政援助団体等に対する連絡調整、補助金交付及び指定管理に係る委託料支出等を担当する課（地区サービス事務所を含む。）における平成29年度の当該事務の執行及び指導監督の事務を対象とした。

（1）出資・出捐、補助及び公の施設の管理の委任を行っている団体：1団体

監査実施対象団体	出資金等	29年度補助金	所管課
公益財団法人 目黒区芸術文化振興財団	出捐金 2億円	本部・文化ホール・美術館人件費・事業費補助 1億6,598万円	文化・交流課

注：補助金の額は万円単位で表示し、単位未満は切り捨てた。以下の表も同じ。

（2）出資・出捐及び補助を行っている団体：1団体

監査実施対象団体	出資金等	29年度補助金	所管課
公益財団法人目黒区 勤労者サービスセンター	出資金 1.82億円	人件費・管理運営費・ 事業費補助 3,801万円	産業経済・ 消費生活課

（3）補助及び公の施設の管理の委任を行っている団体：5団体

監査実施対象団体	29年度補助金	所管課
公益社団法人目黒区 シルバーハウスセンター	人件費・管理運営費・ 事業費補助 6,266万円	健康福祉計画課
エコライフめぐろ推進協会	人件費・事業運営費補助 3,661万円	環境保全課
中目黒住区住民会議	団体活動への補助 108万円	東部地区サービス事務所
五本木住区住民会議	団体活動への補助 108万円	中央地区サービス事務所
碑住区住民会議	団体活動への補助 108万円	南部地区サービス事務所

(4) 補助金交付団体：3団体

監査実施対象団体	29年度補助金	所管課
社会福祉法人もえぎの会	[しいの実社] 障害福祉サービス推進事業補助 1,884万円	障害福祉課
	[しいの実社学芸大学スマイルプラザ] 障害福祉サービス推進事業補助 1,065万円	
特定非営利活動法人 たまごの会	[ふれんず] 地域活動支援センターⅢ型等事業補助 2,313万円	障害福祉課
ライクアカデミー株式会社	[にじいろ保育園自由が丘目黒通り] 民間保育所施設整備費補助等 1億3,862万円	保育施設 整備課
	[にじいろ保育園自由が丘] 保育所等賃借料補助、保育士等キャリアアップ補助、保育サービス推進事業補助、保育従事職員宿舎借上げ支援事業補助 3,101万円	保育課

(5) 公の施設の指定管理者：9団体

監査実施対象団体	監査対象施設	指定期間	所管課
公益財団法人目黒区 芸術文化振興財団 *	文化ホール、美術館	平成26年4月 ～31年3月	文化・交流課
社会福祉法人 さがみ愛育会	中目黒駅前保育園	平成22年4月 ～32年3月	保育課
日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社	自転車等駐車場（18か所）	平成26年4月 ～31年3月	道路管理課
公益財団法人 ハーモニイセンター	ポニー園	平成26年4月 ～31年3月	みどりと 公園課
公益社団法人 目黒区シルバー人材 センター *	駒場公園茶室、和室、駒場 野公園デイキャンプ場	平成26年4月 ～31年3月	みどりと 公園課
エコライフめぐろ推進 協会 *	エコプラザ	平成26年4月 ～31年3月	環境保全課

中目黒住区住民会議 *	中目黒住区会議室	平成26年4月 ～31年3月	東部地区サー ビス事務所
五本木住区住民会議 *	五本木住区会議室	平成26年4月 ～31年3月	中央地区サー ビス事務所
碑住区住民会議 *	碑住区会議室	平成26年4月 ～31年3月	南部地区サー ビス事務所

*印の団体は、上記(1)及び(3)に掲げる団体と重複する。

2 監査実施期間

(1) 公認会計士による会計書類調査

平成30年11月30日（金）から12月18日（火）まで

(2) 事務局職員による書類調査等

平成30年12月20日（木）から31年1月15日（火）まで

(3) 監査委員による監査

平成31年1月23日（水）から2月7日（木）まで

3 監査の着眼点

財政援助団体等監査は、団体に対する財政援助等に係る事業は目的に沿って適正かつ効率的・効果的に執行されているか、団体に対する指導監督等の事務は適切に行われているかを基本として、以下の各項目を踏まえて実施した。

(1) 出資・出捐団体

- ア 事業は出資又は出捐目的に沿って適切かつ効率的・効果的に執行されているか。
- イ 会計処理及び財産の管理は適正に行われているか。

(2) 補助金交付団体

- ア 補助事業は補助目的に沿って適切かつ効率的・効果的に執行されているか。
- イ 補助金等に係る会計処理は適正に行われているか。

(3) 公の施設の指定管理者

- ア 公の施設の管理は目的に沿って適切かつ効率的・効果的に行われているか。
- イ 管理業務等に係る会計処理は適正に行われているか。

(4) 所管課

- ア 団体に対する指導監督は適切に行われているか。
- イ 補助事業に関する指導監督は適切に行われているか。
- ウ 補助金の額の算定、交付方法、交付及び確定の時期、手続等は適切か。
- エ 指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか。
- オ 指定管理に係る委託金の額の算定及び委任手續等は適切か。

4 監査の方法

次の方法により監査を実施した。

(1) 公認会計士による会計書類調査

監査対象団体のうち7団体について、公認会計士による会計書類調査を行った。

(2) 監査事務局職員による書類調査等

監査資料及び提示資料により関係書類及び帳簿等を調査し、当該団体及び所管課への事実確認を行った。

(3) 監査委員による監査

監査事務局職員による書類調査及び公認会計士に委託した会計書類調査の結果を参考にするとともに、監査資料調査、説明聴取及び施設の管理状況の確認の方法により監査を実施した。

なお、(1)～(3)の方法別の実施対象団体及び施設での管理状況の確認を行った団体は、別紙「監査実施対象団体一覧」のとおりである。

5 監査委員の除外

監査委員のうち、伊藤和彦監査委員は、地方自治法第199条の2の規定に基づき、公益社団法人目黒区シルバーパートナーズセンターに関する監査には関与していない。

第2 監査の結果

1 指摘事項

次のような是正及び改善を要する事項が見受けられたので指摘する。

なお、軽微な事項については、口頭により各団体・指定管理者及び所管課の担当者に注意したので、速やかに対応を図られたい。

(1) 公益財団法人ハーモニイセンター（みどりと公園課）

ア 基本協定書第37条の規定により貸与された「自動券売機」（13年4月取得1,134,000円）については、27年8月にリース契約で機器更新を行ったため、貸与物品から除外された。しかし、みどりと公園課では、備品総括票からの削除を行っていないかったので、現物がないにもかかわらず重要物品として記載されたままになっていた。

また、29年度の事業計画書でも当該物品をリース契約料ではなく、従前の保守料金として計上していた。

指定管理者及びみどりと公園課は、貸与物品の変更の際には必要な手続の着実な履行及び確認を徹底されたい。

イ 目黒区立公園条例施行規則第12条の4第4号の規定により指定管理者は管理経費等の収支状況を明らかにして事業報告書を区長に提出することとされている。この収支状況の支出内訳欄に決算額ではなく予算額が記載されていた。指定管理者及びみどりと公園課においては、規則に定める文書を正確に作成し、内容の確認を適切に実施されたい。

(2) 日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社（道路管理課）

基本協定書第11条第1項の規定により指定管理者に対して、管理業務の細目の追加についての協議を行い、指定管理者から承諾書が提出された。しかし、区では收受の手続を行わず、業務の細目を定めた仕様書（業務基準書）への追加記載も行っていなかった。また、基本協定書第26条及び第28条の規定により、指定管理者は事業計画書及び事業報告書を区に提出し、確認を得なければならないとされているが、区では提出を受けたものの、收受・確認の文書処理を行っていなかった。事業計画書及び事業報告書については、25年度の監査においても同様の指摘を行い、所管課からは十分に確認を行い、起案による情報共有を行うなど適正な文書処理を行っていくとの回答を得ていた。

道路管理課においては、提出された文書の確認を十分に行い、仕様書への記載や内容の確認について適切に対応されたい。

(3) 中目黒住区住民会議（東部地区サービス事務所）

補助金に係る実績報告書及び活動結果報告書の金額に誤りがあった。団体は、会計の証ひょう書類との照合・確認を徹底し、適正な会計処理に努められたい。また、東部地区サービス事務所においては、適宜、会計処理の状況を確認し、適切に指導・監督を行われたい。

(4) 中目黒住区住民会議（東部地区サービス事務所）及び五本木住区住民会議（中央地区サービス事務所）

帳簿については地区サービス事務所で作成している「住区住民会議の会計処理について」（以下「会計処理マニュアル」という。）の記帳に際しての注意として「事実発生の都度（遡及禁止）、明瞭かつ順序正しく記載する」とあるが、行事ごとにまとめて記帳されているものや1年間分まとめて記帳しているものがあった。団体は、会計処理マニュアルを活用し、的確な予算執行に努められたい。

なお、公益財団法人目黒区芸術文化振興財団、公益財団法人目黒区勤労者サービスセンター、公益社団法人目黒区シルバー人材センター、エコライフめぐろ推進協会、社会福祉法人もえぎの会、特定非営利活動法人たまごの会、ライクアカデミー株式会社、社会福祉法人さがみ愛育会、碑住区住民会議の9団体は、指摘すべき事項は見受けられなかった。

2 意見・要望事項

指摘事項とするまでには至らないが改善について検討が必要と思われる事項等が見受けられたので、次のとおり意見・要望を述べることとする。

(1) 実績報告書等の点検について

今回の監査では、昨年所管課へ提出されている実績報告書等の収支関係資料が監査段階で修正されたところが一部に見られた。

指定管理者や補助金を交付された団体が正しい財務諸表等を提出しなければならないのは当然であるが、それがなされず、しかも受理した所管課による十分なチェックを欠いていた事例である。実績報告書等をもとに行われる、指定管理業務や補助事業に係る評価・

検証の妥当性にも疑念を持たれかねない状況にあった。

各所管課においては、関係書類提出時の内容点検を十分に行い、誤りがあれば是正を求めるなど、改めて適正な業務執行を徹底して欲しい。

(指定管理施設所管課、補助金交付事業所管課)

(2) 公益財団法人目黒区芸術文化振興財団関係

29年度において、補助金の交付額と確定額の差となる区への返還額は、人件費を中心に、本部運営、文化ホール自主事業及び美術館管理運営の各項目の合計で2,016万円余となっている。芸術文化振興財団の経費節減努力や、補助金交付後の職員の雇用状況の変化等に起因するものと思われるが、補助金額確定後の返還金は区側の決算における不用額の増加にもつながってくる。

財源の有効活用に鑑み、芸術文化振興財団による補助金の交付申請や、所管課におけるその審査に当たっては、前年度の執行額等を更に精査し、一層適切な交付額となるように努められたい。

(文化・交流課)

(3) 公益財団法人目黒区勤労者サービスセンター関係

勤労者サービスセンターでは、会員数の減少傾向が続いていたため、区の補助金を受け、近年その増強対策に努めてきた。29年度においても、勧誘のリーフレット等をタウンページ登録の区内事業所に送付し、併せて入会金と会費を期間限定で無料とする「事業所入会キャンペーン」を実施するなど、積極的な入会促進活動が展開されたところである。

その成果が順次表れ、27年度から会員数は3年連続で増加し、29年度は前年度より312人の大幅増となり、13年度以来16年ぶりに3千人台を回復して、3,270人を数える状況となった。

この間の勤労者サービスセンターの努力と、その支援を行った所管課の取組を高く評価する。両者の連携のもと、引き続き会員の増加が継続していくように尽力されたい。

(産業経済・消費生活課)

(4) 公益社団法人シルバー人材センター関係

シルバー人材センターでは、29年度から新たに労働者派遣事業が開始された。この事業は、会員の職域を広げ、そのニーズの多様化に一層適切に対応できるようにするために始められたものである。

従来の受託（請負・委任契約）方式による就業と異なり、東京都シルバー人材センター連合との雇用関係のもと、以前はできなかった、派遣先の事業所で指揮命令を受けてその従業員と共に働くことを可能にする仕組みとなっている。

29年度の実績はまだ少ないが、この労働者派遣事業が拡大していくれば、区内の高齢者の新たな社会参画の場を広げることにもなってくる。会員の望む就業場所の確保等の課題もあることであるが、その意義を踏まえ、今後の積極的な推進を期待したい。

(健康福祉計画課)

(5) エコライフめぐろ推進協会関係

会計の取扱いにおいて、29年度にカタツムリバンク特別会計が廃止され、カタツムリ特定預金（同年度末で1,704万円余）として他の財源とは区別をつける形で、その資金は一般会計に振り替えられた。

同年度末の貸借対照表によると、この特定預金は「資産の部」の「固定資産」とされている。特別会計のときには、同部の「流動資産」に位置付けられていた資金なので、この点も大きな変更点である。

貸借対照表作成上の1年基準により、固定資産とした場合には、決算日の翌日から1年を超えて現金化される資産となる。29年度の決算日（30年3月31日）にこの扱いをすれば、30年度はこの特定預金を利用しないことが前提になってくる。決算日の翌日から1年以内に現金化される資産である流動資産のときと異なり、臨機の支出に対応できない方式が選択された。

また、一昨年の当監査においては、金利の動向から運用収入のみでの活用は現実的でない旨述べて、カタツムリバンク設置細則の規定に柔軟性を持たせるなど、カタツムリバンクの活用方法について検討されたいとの意見・要望を付したところである。しかし、同細則を廃止して今回新たに制定されたカタツムリ特定預金設置細則の内容は、以前の細則とほぼ同一になっていた。この新規のカタツムリ特定預金設置細則でも、運用益金（29年度の受取利息は1,500円余）の使途は3項目にわたり規定されているが、特定預金本体の対象事業は理事会が決定することになっていて、この特定預金元金の活用意図は規定上明確ではない。

このようなことから、カタツムリ特定預金本体の具体的な使用目的の明確化や、会計上の位置付けを含めて、同特定預金の活用方法の検討を改めて要望する。

（環境保全課）

3 まとめ

今回の財政援助団体等監査の結果に関しては、一部において改善を要する点があるものの、全体とすれば、団体の事業は区の財政援助等の目的に沿って適切に運営されており、所管課の団体に対する指導監督等の事務執行もおおむね妥当であった。

なお、小規模な組織となっている団体の中には、数値の誤りはないが会計事務に不慣れなところも見られた。関係課においては、提出書類を受理する際などに、必要な助言を行うことが大切と思われる。

各所管課においては、引き続き、補助金や指定管理に係る委託料の適切な算定等に努めるとともに、各団体で効果的かつ効率的な事業執行や適正な会計処理等がなされるように、指導・監督に一層力を注いで欲しい。また、補助事業や指定管理業務等の検証・評価を行って、それらを踏まえて積極的に見直しを図るなど、所管課として期待される役割を更に果たしていくことを望みたい。

以上

監査実施対象団体一覧

(1) 公認会計士による会計書類調査

団体名等	実施日
公益財団法人目黒区芸術文化振興財団【出捐金】 本部【補助金】、文化ホール【補助金】・【指定管理】	11月30日・12月12日
公益財団法人ハーモニイセンター ポニー園【指定管理】	12月4日
社会福祉法人さがみ愛育会 中目黒駅前保育園【指定管理】	12月5日
公益財団法人目黒区勤労者サービスセンター【出資金】・【補助金】	12月6日
社会福祉法人もえぎの会 しいの実社【補助金】、しいの実社学芸大学スマイルプラザ【補助金】	12月7日
公益社団法人目黒区シルバー人材センター【補助金】 駒場公園茶室、和室【指定管理】、駒場野公園デイキャンプ場【指定管理】	12月11日
公益財団法人目黒区芸術文化振興財団 美術館【補助金】・【指定管理】	12月13日
エコライフめぐろ推進協会【補助金】 エコプラザ【指定管理】	12月18日

(2) 監査事務局職員による書類調査

団体名等	実施日
中目黒住区住民会議【補助金】、住区会議室【指定管理】	12月20日～ 1月15日
五本木住区住民会議【補助金】、住区会議室【指定管理】	
碑住区住民会議【補助金】、住区会議室【指定管理】	
特定非営利活動法人たまごの会 ふれんず【補助金】	
ライクアカデミー株式会社 にじいろ保育園自由が丘目黒通り【補助金】、にじいろ保育園自由が丘【補助金】	
日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社 自転車等駐車場(18か所)【指定管理】	

※ 上記(1)の団体に係る所管課の書類調査も同日程で実施した。

(3) 監査委員による監査(説明聴取等)

団体名等	実施日
☆ 中目黒住区住民会議	1月23日
☆ 公益財団法人目黒区芸術文化振興財団	1月24日
公益財団法人目黒区勤労者サービスセンター	
社会福祉法人もえぎの会	1月29日
○ 公益財団法人ハーモニイセンター	
☆ 五本木住区住民会議	
☆ 碑住区住民会議	1月30日
★ ライクアカデミー株式会社	2月5日
社会福祉法人さがみ愛育会	
特定非営利活動法人たまごの会	
○ 公益社団法人目黒区シルバー人材センター	2月7日
日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社	
エコライフめぐろ推進協会	

※ ☆印の団体は、現地にて説明聴取及び指定管理施設の管理状況の確認を行った。

※ ○印の団体は、指定管理施設の管理状況を現地で確認した。

※ ★印の団体は、補助金交付対象施設の現地視察を行った。